

# 地区計画の手引き

## 計画＆届出



Photo; 上川東2丁目付近

都城市



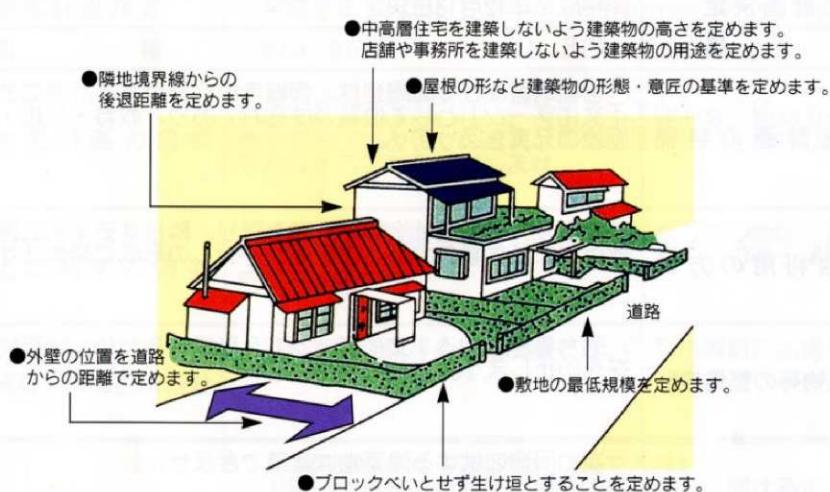
# 目 次

1	地区計画によるまちづくり	P1
2	計画の内容	
1)	都城広域都市計画早水地区地区計画	P2
2)	都城広域都市計画中央東部地区地区計画	P3
3)	都城広域都市計画早鈴東部地区地区計画	P4
4)	都城広域都市計画並木原地区地区計画	P5
5)	都城広域都市計画志比田東部地区地区計画	P6
6)	都城広域都市計画西都城駅東口地区地区計画	P7
3	位置図	P8～P10
4	手続きの流れ	P11
5	届出を要する行為	P12
6	届出に必要な図書	P13
7	届出と適合通知	P14～P15

## 1 地区計画によるまちづくり

「地区計画」とは、みなさんの生活に結びついた地区を単位として、整備の必要な道路や公園の配置計画を定めるとともに、地区の特性に応じて、建物の用途や高さ、容積率の制限などについてきめ細かく定め、良好なまちづくりをすすめる計画です。

都城市では、現在、6つの地区に地区計画を定めています。



### ア 地区施設の配置及び規模

地区施設とは、主として、地区住民の利用する区画道路、小公園、緑地、広場、その他の公共空地をいい、それらの位置や規模を定めます。

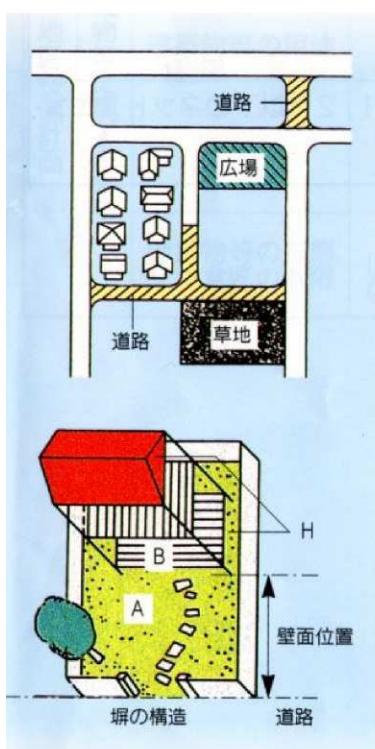
### イ 建築物等の制限

- 建築物や工作物の用途
- 壁面の位置の制限
- 建築物の形態、デザイン
- 塀の構造
- 敷地面積(A)や建築面積(B)の最低限度
- 建ぺい率(C)の最高限度
- 容積率(D)、高さ(H)の最低限度あるいは最高限度

### ウ 草地や樹林地の保全

現存する草地や樹林地を残すことを定めます。

- A: 敷地面積  
B: 建築面積  
C: 建ぺい率 = B/A  
D: 容積率 = 各階床面積の合計/A  
H: 建物の高さ



参考;「まちづくり月刊」パンフレット 建設省

## 2 計画の内容

### 1) 都城広域都市計画早水地区地区計画

名 称	早水地区地区計画	
位 置	8頁の位置図の区域	
都市計画決定	平成2年12月13日決定	
面 積	約5.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当該地区及びその周辺は、都城市総合計画基本計画において「文化ゾーン」として位置づけられており、教育・文化・福祉施設の充実を図ります。
	土地利用の方針	教育・文化・福祉施設の充実を図り、隣接する早水公園と一体化した落ち着きのある「文化ゾーン」の形成に努めます。
	建築物等の整備方針	落ち着きのある「文化ゾーン」を形成するため、建築物の混在を防止します。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の用途に供する建築物は建築できません。 ①工場 ②マージヤン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの ③ボーリング場 ④畜舎
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、生垣又は1.2m以下のネットフェンスでなければなりません。

## 2) 都城広域都市計画中央東部地区地区計画

名 称	中央東部地区地区計画	
位 置	8頁の位置図の区域	
都市計画決定	平成9年1月20日変更(平成2年12月13日決定、平成5年12月13日変更)	
面 積	約9.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	土地区画整理事業の整備効果の維持を図り、「人・水・花の結いのまち」にふさわしい、適正かつ合理的な土地利用を行い、商業業務区域としての高次な都市機能の更新と良好な都市環境を形成することをめざします。
	土地利用の方針	商業、業務機能に加えて複合拠点機能をもつ地区として、さらに活力ある街並みと調和のとれたにぎわいのある商業地の形成に努めます。
	建築物等の整備方針	風俗営業施設等の用途制限を行い、都市景観に配慮した建築物等の誘導を図ります。
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の用途に供する建築物は建築できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号に該当するもの</li> <li>②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に該当するもの</li> <li>③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第11項に該当するもの</li> <li>④建築基準法に定める勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>⑤自動車教習所</li> <li>⑥倉庫業を営む倉庫</li> <li>⑦建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎</li> <li>⑧自動車修理工場</li> </ul>
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺環境に配慮した色調とし、屋外広告物は都市景観に十分配慮したものとしなければなりません。

### 3) 都城広域都市計画早鈴東部地区地区計画

名 称		早鈴東部地区地区計画
位 置		9頁の位置図の区域
都市計画決定		平成30年4月1日変更(平成5年3月2日決定)
面 積		約3.5ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	土地区画整理事業の竣工後に予想される建築物用途の混在、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、良好な市街地の形成をめざします。
	土地利用の方針	良好な低層住宅地としての土地利用を図ります。
	地区施設の整備方針	道路、公園、緩衝緑地を適正に配置し、整備します。
	建築物等の整備方針	良好な居住環境を形成するために、建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの制限、壁面の位置の制限等を定めます。
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	道路 幅員6m・延長885m、幅員8m・延長103m 公園 公園1箇所・1,263m <sup>2</sup> 緑地 幅員10m・延長212m(木工団地との緩衝帯)
	建築物等の用途の制限	次の用途に供する建築物以外の建築物は建築できません。 ①住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に定める住宅) ②住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3に規定するもの ③診療所 ④前各号の建築物に附属する物置又は車庫
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は200m <sup>2</sup> です。
計 画	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から10m以下で、かつ階数は地上2階までです。
	建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線(道路境界線の隅切部分は除く)から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1mとします。 ただし、車庫、物置、その他これらに類する建築物で高さ3m以下かつ軒の高さ2.3m以下の附属建築物には適用しません。
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根及び壁の色彩は、良好な住宅地にふさわしいものでなければなりません。
事 項	かき又はさくの構造の制限	公共施設側のかき又はさくの構造は、生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀等これに類するものは設置できません。 ただし、フェンス等の基礎で、ブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの又は門柱は設置できます。

#### 4) 都城広域都市計画並木原地区地区計画

名 称		並木原地区地区計画
位 置		9頁の位置図の区域
都市計画決定		平成9年1月20日決定
面 積		約9.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	土地区画整理事業による整備効果の維持を図り、花や修景施設等の整った緑道を生かした、文化の香り高い住宅地にふさわしい居住空間を生み出し、住み良いまちづくりを進めていくことを目標とします。
土地利用の方針	並木原通線の整備による本市市街地の緑軸の完成と併せて、良好な住宅街を形成するよう誘導します。	
建築物等の整備方針	「花のみち」を活かした良好な居住空間を生み出すために、建築物の用途、高さ及び色彩の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行います。	
その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	緑道としてよみがえった高木原用水路のかつての歴史的使命を後世に伝え、住民の誇りと愛着に満ちた居住空間となるように、地区計画の策定に併せて都市計画道路並木原通線の整備を行います。	
地区整備計画	建築物等に關する事項	<p>次の用途に供する建築物以外の建築物は建築できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>②集会場</li> <li>③神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>④老人ホーム、保育所その他これらに類するもの</li> <li>⑤病院又は診療所</li> <li>⑥公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の4及び同条の5の4で定めるもの</li> <li>⑦店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3に定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150m<sup>2</sup>以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</li> <li>⑧前各号の建築物に附属するもの</li> </ul> <p>建築物の高さの最高限度は、地盤面から12mを越えてはなりません。</p> <p>屋根及び壁の色彩は、緑あふれる良好な住宅空間にふさわしいものでなければなりません。</p> <p>道路に面する側のかき又はさくの構造は、原則として生垣とします。ただし、次に掲げるさく又はへいについてはこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緑化に配慮した構造と認められるもの</li> <li>②意匠をこらし、周囲の良好な空間に調和する構造と認められるもの</li> </ul>

## 5) 都城広域都市計画志比田東部地区地区計画

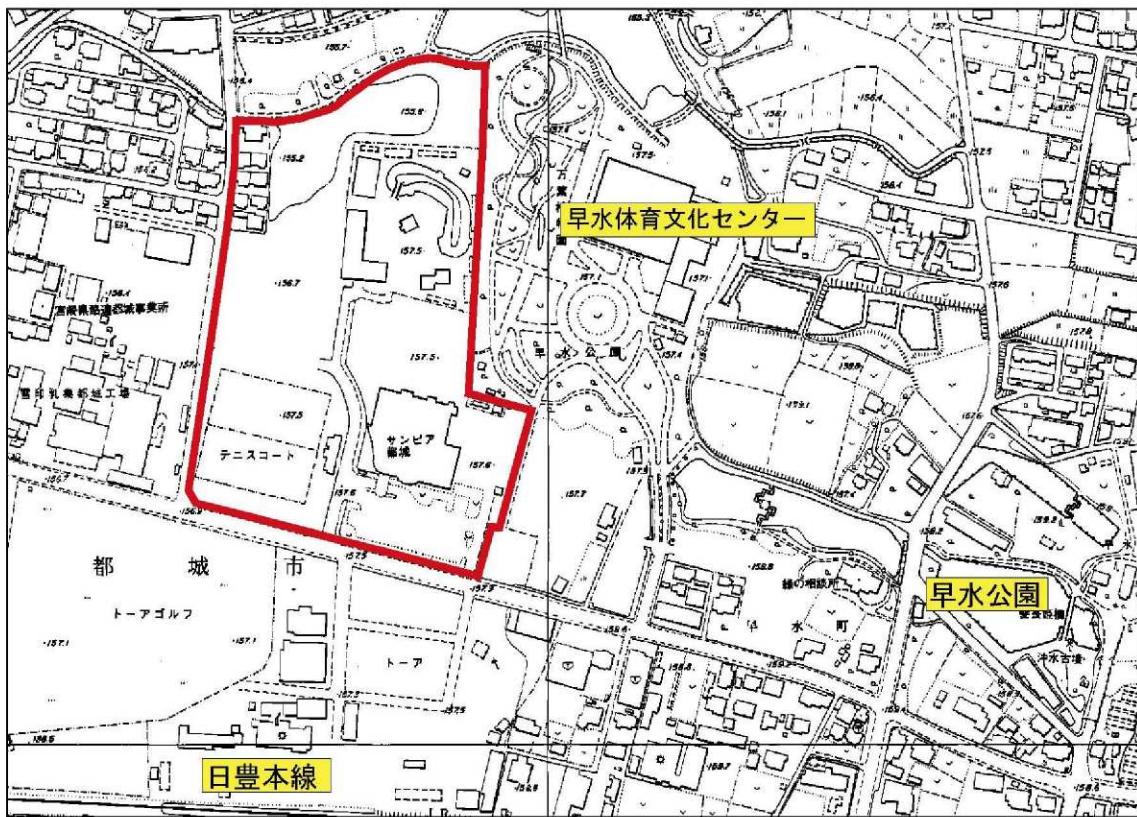
名 称		志比田東部地区地区計画	
位 置		10頁の位置図の区域	
都市計画決定		平成9年11月21日決定	
面 積		約3.1ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、中心市街地より北西に約2kmの地点にあり、民間の開発や「都城モデル定住圏計画」に基づく「都城商工用地整備事業」の基盤整備により、食品工業団地として企業の集団化を促進してきた北側の地区とともに、地場産業の振興を図ってきた地区である。 そこで、本計画では、これらの基盤整備による事業効果の維持増進を図るとともに、地場産業・地域資源を活かした新たな観光の創出と観光サービスの向上を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		本地区は、地場産業・地域資源を活かした新たな観光の核となる施設を配置し、市民に開放した活気ある土地利用を図る。
	地区施設の整備方針		本地区周辺の工場生産環境に配慮して、緑地を緩衝帯として適切に配置し、その機能の維持・保全に努め、また、一体的な道路網を形成するとともに、防災等に関する機能を確保するため区画道路を配置する。
	建築物等の整備方針		周辺の工業生産環境を維持し、地場産業・地域資源を活かした新たな観光の創出と観光サービスの向上を図り、特色あるまちづくりを行うため、次に掲げる建築物等に関する制限を定める。 ① 土地利用の方針に基づいた建築物等の適正な誘導を図るために「建築物等の用途の制限」を行う。 ② 広い敷地を活用した快適で、魅力ある空間を確保するため「壁面の位置の制限」を行う。 ③ 本地区にふさわしい景観の統一と形成を図るために「建築物等の形態又は意匠の制限」を行う。
地区施設の配置及び規模	道路	区画道路(幅員9m、延長約230m)	
	緑地	緩衝帯として、幅員8m・延長165mの緑地を配置する。	
地区整備に関する計画	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ② 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ③ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ④ 物品販売業を営む店舗又は飲食店(その用途に供する部分の床面積の合計が、1500m <sup>2</sup> 以下のものは除く。) ⑤ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 ⑥ マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑦ ホテル又は旅館(その用途に供する部分の床面積の合計が3000m <sup>2</sup> 以下のものは除く。) ⑧ キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの ⑨ 学校 ⑩ 病院又は診療所 ⑪ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑫ 自動車教習所 ⑬ 倉庫業を営む倉庫 ⑭ 畜舎 ⑮ 自動車修理工場	
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、北側道路境界線までの距離の最低限度は15mとする。	
事項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外広告物の色彩は、都城市都市景観条例の主旨にそったものとし、規模及び形状は、周辺の環境に調和したものとする。	

## 6)都城広域都市計画西都城駅東口地区地区計画

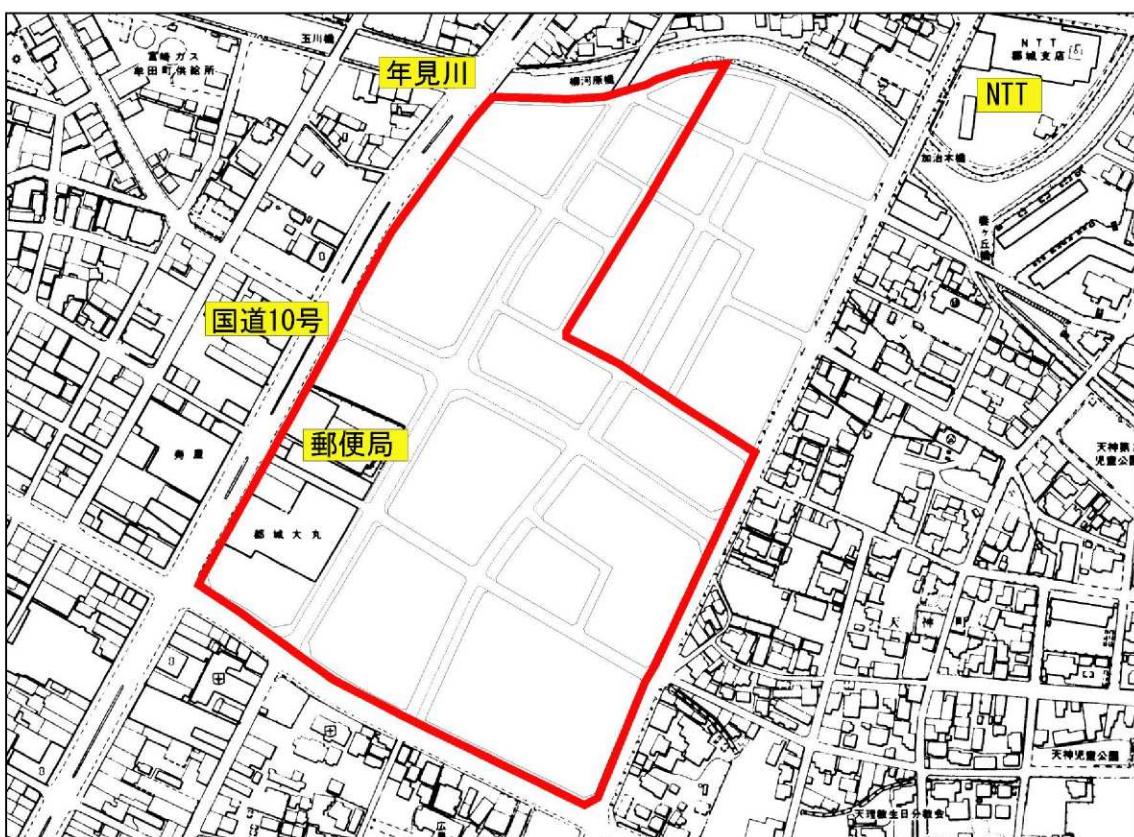
名 称		西都城駅東口地区地区計画								
位 置		10頁の位置図の区域								
都市計画決定		平成21年7月24日変更(平成15年4月1日決定)								
面 積		約10.1ha								
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標									
	土地利用の方針									
	建築物等の整備方針									
区域に備する事項	建築物等の用途制限	本地区は、本市の中心市街地に位置し、広域交流拠点の形成と市民活動の舞台づくりによって、人々が集まり、交わり、楽しむまちの形成を目指し策定した都城市シビックコア地区整備計画により、シビック交流ゾーンと位置づけられている地区である。 このため、シビック交流ゾーンとして、適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成、保持することにより、人にやさしく、癒しのある、健康で元気なまちを実現することを目標とする。								
		蔵原通線沿線は、商業業務系の土地利用を図るとともに、人にやさしい通りとして快適な歩行者空間を確保する 西都城駅前地区は、本市における主要な交通拠点としてのまちづくりを進める。								
	建築物等の形態又は意匠の制限	地区的健全な環境形成のため、建築物の風俗営業施設等の用途制限を行う。 にぎやかで活気のあるまちの装いを整えていくとともに、地区の歴史をふまえ周辺と調和した落ち着きのあるまちなみ景観の形成、保持を図るため、建築物等の色彩や意匠の制限を行う。 蔵原通線の沿線は、人にやさしく、癒しのある、健康で元気な公園道路となるよう、壁面位置の制限を行う。								
		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から3号まで又は第5号に該当するもの ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に該当するもの ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第11項に該当するもの ④ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑤自動車教習所 ⑥倉庫業を営む倉庫 ⑦建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎								
区域に備する事項	壁面の位置の制限	蔵原通線に接する敷地内の建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱及び工作物・屋外広告物の色彩は、けばけばしい色彩とせず全体に彩度を抑制する。建築物と工作物の壁面など基本色(ベース色)については下表で示す範囲内を推奨色とし、基本色及び強調色(アクセント色)の色彩の許容範囲は、彩度6以下とする。ただし、自然素材の材料等によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 区域内のその他の地区においても周辺との調和に配慮し、刺激的な原色は避け、全体に彩度を抑制するものとする。 建築物、工作物、屋外広告物の意匠は周辺との調和を図るとともに、落ち着いた材質感のものを使用する。 蔵原通線に面する壁面には窓を設け、にぎわいを醸し出すようにする。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～10R・5YR～5Y・5RP～10RP</td> <td>彩度3以下</td> </tr> <tr> <td>10YR～10Y・5GY～10GY・5G～10G</td> <td>彩度2以下</td> </tr> <tr> <td>10B・5PB～10PB・5P～10P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5B・5BG～10BG</td> <td>彩度1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	5R～10R・5YR～5Y・5RP～10RP	彩度3以下	10YR～10Y・5GY～10GY・5G～10G	彩度2以下	10B・5PB～10PB・5P～10P	
色 相	彩 度									
5R～10R・5YR～5Y・5RP～10RP	彩度3以下									
10YR～10Y・5GY～10GY・5G～10G	彩度2以下									
10B・5PB～10PB・5P～10P										
5B・5BG～10BG	彩度1以下									
※ 表内数値は、JIS Z8721によるマンセル値										
蔵原通線に接する敷地内の建築物の1階部分の壁若しくはこれに代わる柱又は、門もしくは塀の面から道路境界線までの距離の最低限度は1.0m、歩道からの高さは2.5m以上とする。										
工作物の設置の制限	次の各号に掲げるものは、壁面の位置の制限によりセットバックして生じた空間には設置してはならない。 (1) 門、さく、塀、装飾塔、記念塔その他これらに類する工作物 (2) 屋外広告物									
垣又はさくの構造の制限	蔵原通線に接する部分において、垣及びさくを設置する場合は、石塀や杉板塀を基本とし、門、垣等の仕上げも自然素材とする。									

### 3 位置図

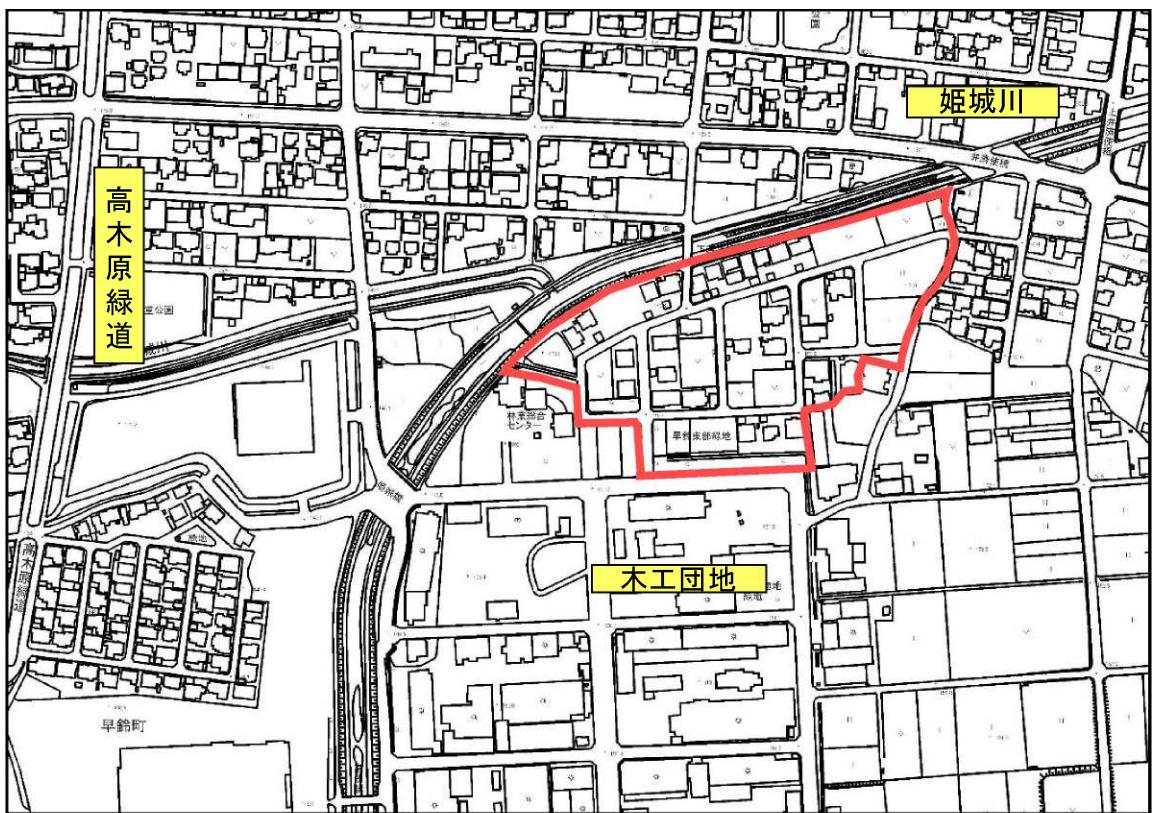
#### 1) 都城広域都市計画早水地区地区計画



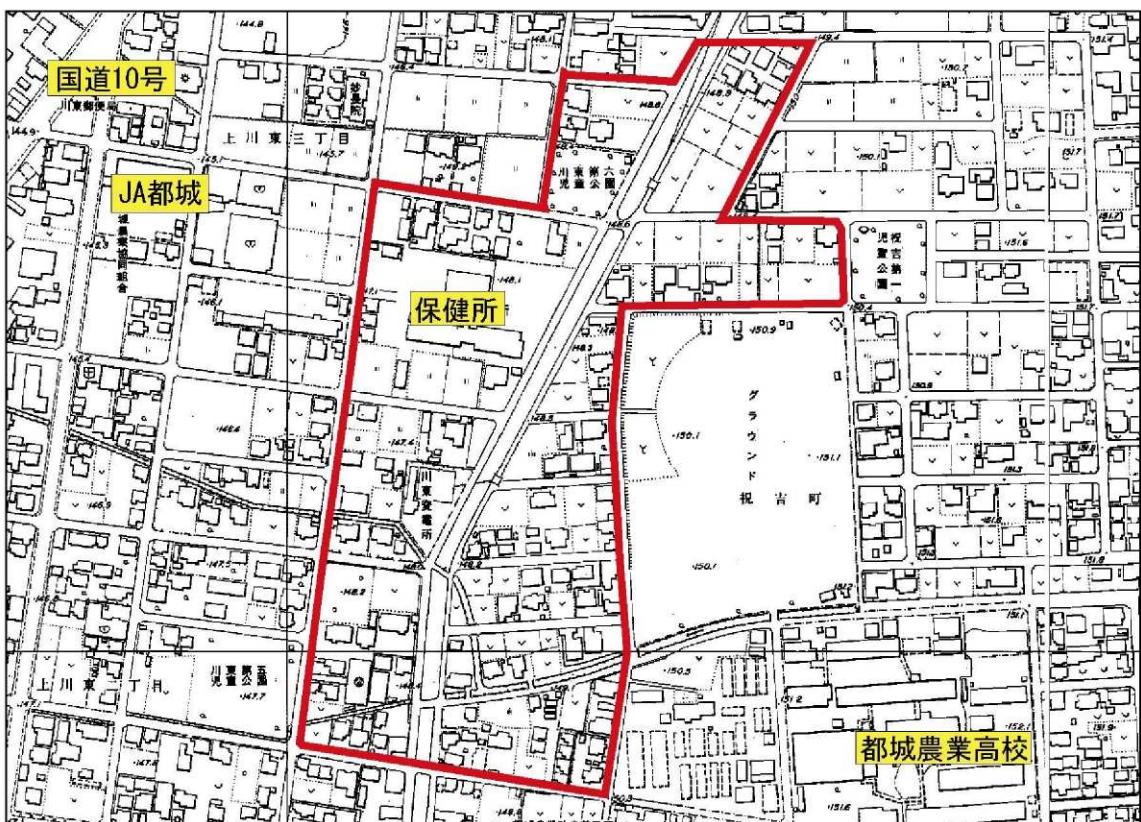
#### 2) 都城広域都市計画中央東部地区地区計画



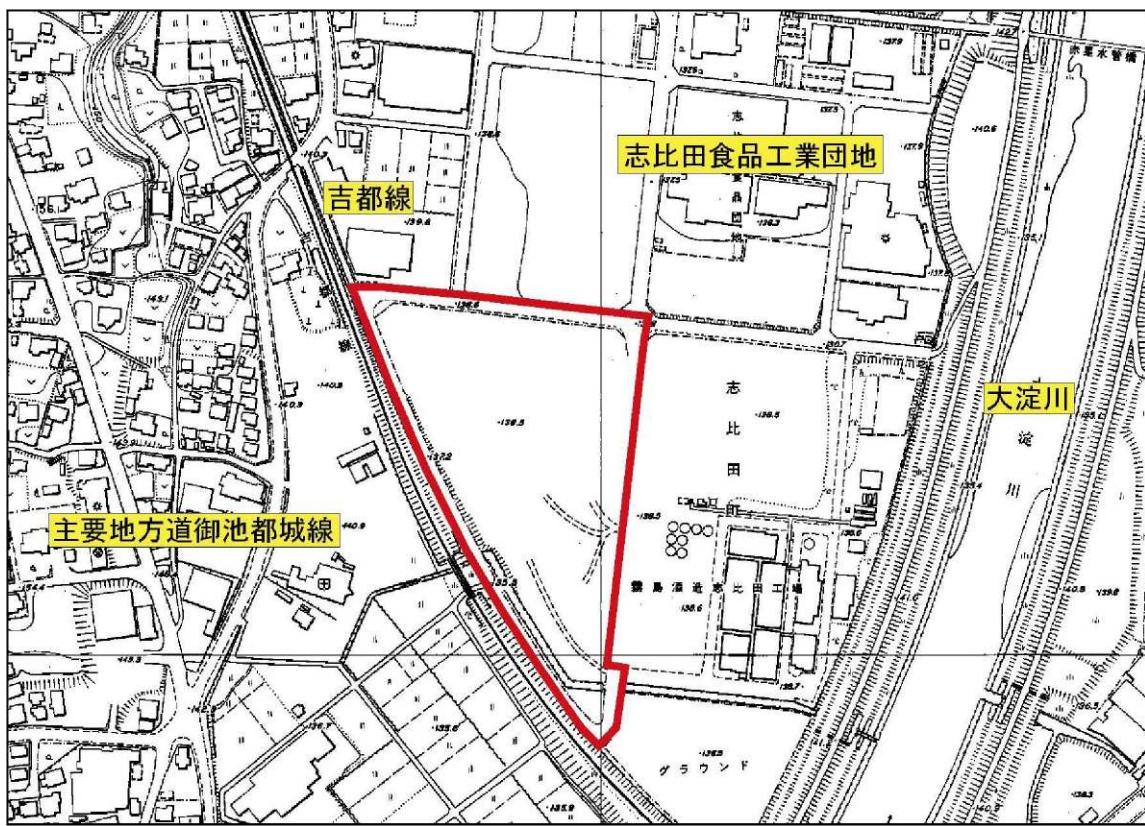
### 3) 都城広域都市計画早鈴東部地区地区計画



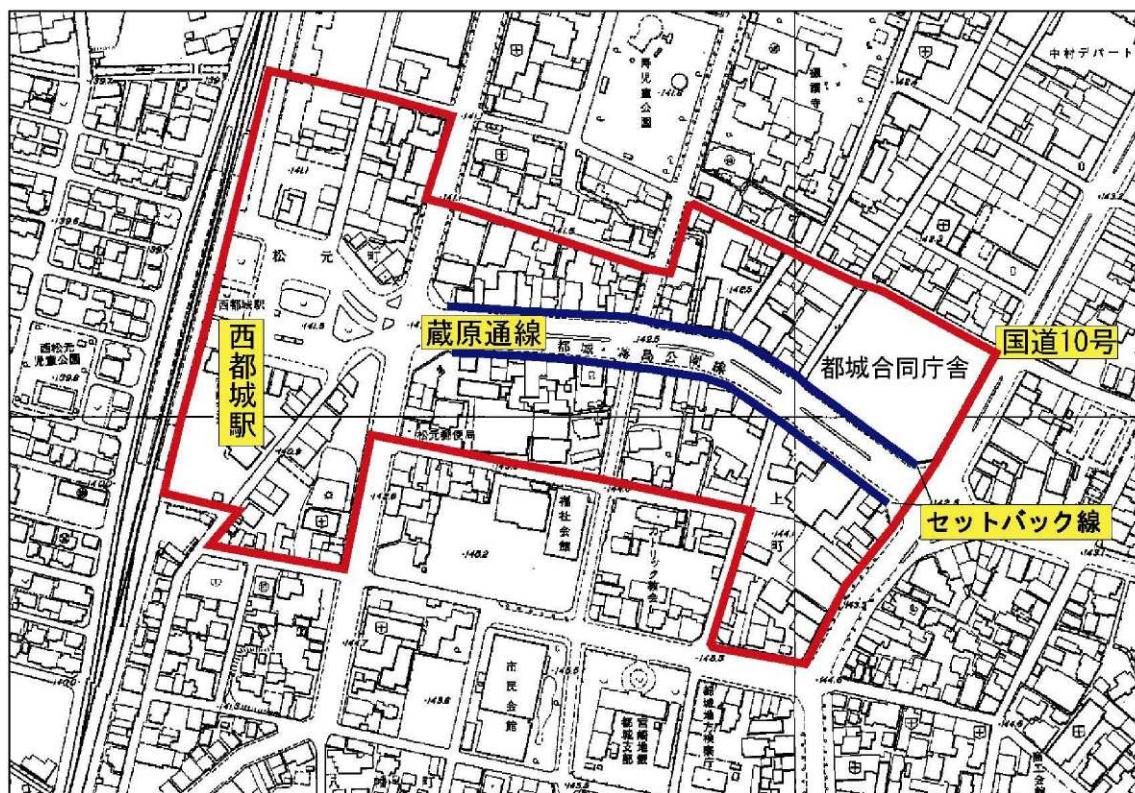
### 4) 都城広域都市計画並木原地区地区計画



5) 都城広域都市計画志比田東部地区地区計画

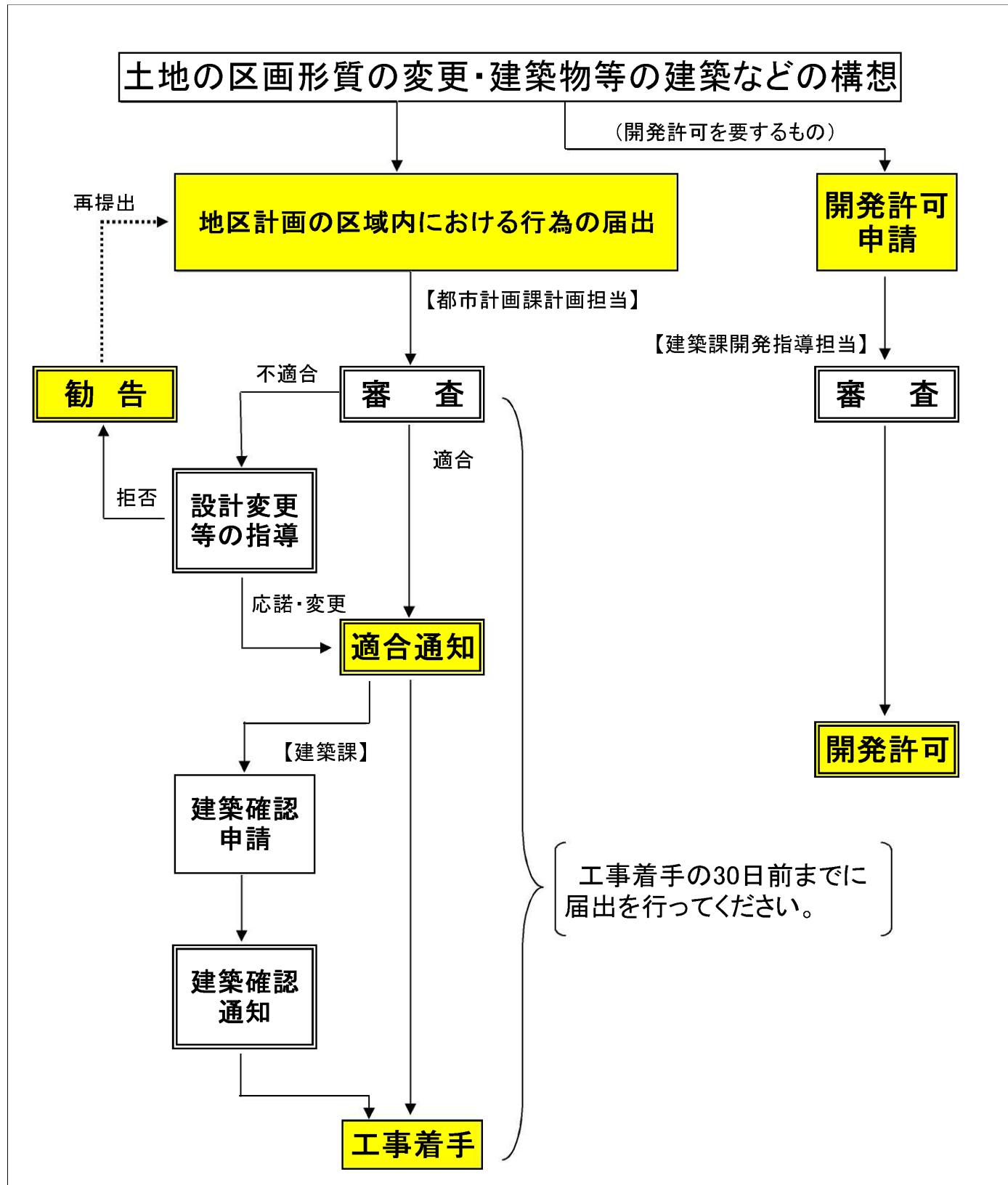


6) 都城広域都市計画西都城駅東口地区地区計画



都市計画法第58条の2に基づく届出・勧告の制度の流れは、次のフローになります。届出は、建築物の建築等の行為に着手する日の30日前までに行ってください。

なお、建築確認申請をする行為の場合は、建築確認申請の前に届け出るようにしてください。



## 5 届出を要する行為

届出を必要とする行為については、都市計画法第58条の2第1項、第2項及び関連する都市計画法施行令に定めがありますが、おおまかな内容は次表のとおりです。

〈 ○…届出が必要 ×…届出は不要 〉

行為の区分	行為の内容	届出の必要性						留意すべき事項
		早水	中央東部	早鈴東部	並木原	志比田 東部	西都城 駅東口	
土地の区画形質の変更	盛土・切土	○	○	○	○	○	○	規模・面積に関係なく届出が必要
	道路・宅地の造成	○	○	○	○	○	○	
	開発許可をする行為	×	×	×	×	×	×	1000m <sup>2</sup> 以上の開発許可をする行為については届出不要
建築物の建築又は工作物の建設	建築物の建築	○	○	○	○	○	○	仮設のものは届出不要 表示面積、高さに許容限度あり
	工作物の建設	○	○	○	○	○	○	
	屋外広告物の設置	○	○	○	○	○	○	
	地下埋設物の建設	×	×	×	×	×	×	
	附属物干場等の建設	×	×	×	×	×	×	公共施設側に建設する場合に必要
	農林業用物置等の設置	×	×	×	×	×	×	
	かき・さくの建設、変更	○	×	○	○	×	○	
	壁面の位置の制限	×	×	○	×	○	○	
建築物等の用途の変更	建築物の用途の変更	○	○	○	○	○	○	
	仮設のものの用途の変更	×	×	×	×	×	×	
建築物等の形態又は意匠の変更	建築物の形態・色彩の変更	×	○	○	○	○	○	
木材の伐採	木材の伐採	×	×	×	×	×	×	

届出が必要かどうか判断が難しいときは、都市計画課にお問い合わせください。

都市計画課 電話 0986-23-2762(直通)

## 6 届出に必要な図書

届出に必要な図書は、都市計画法施行規則第43条の9第2項に定めがありますが、おおまかな内容は次表のとおりです。提出部数は、それぞれについて1部です。

建築確認申請が別途必要な行為については、建築確認申請に使用する図書と同じものを使用して

行為の種別	図 書	縮 尺	図書の内容
土地の区画形質の変更	附近見取図	1/1000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面
	設 計 図	1/100以上	造成計画平面図等
建築物の建築 又は 工作物の建設 (新築、増築、改築)	附近見取図	1/1000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面
	配 置 図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	立 面 図	1/50以上	2面以上の立面図(地区計画に建築物等の意匠や工作物の制限がある場合は、屋根及び壁の色彩がわかるように着色、工作物(かき又はさく)の設置イメージも描画すること)
建築物等の用途の変更	各階平面図	1/50以上	(建築物である場合に限る)
建築物又は工作物の形態又は意匠の変更	附近見取図	1/1000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面
	配 置 図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	立 面 図	1/50以上	2面以上の立面図(地区計画に建築物等の意匠や工作物の制限がある場合は、屋根及び壁の色彩がわかるように着色、工作物(かき又はさく)の設置イメージも描画すること)
共 通	写 真		現況の写真を添付すること

地区計画の内容に応じて、建築物及び工作物等の立面図には、地盤面からの高さを記載してください。

一覧表に掲げる図面のほかに必要に応じて参考となるパース等を提出していただくこともあります。

また、図書を作成せずに建築物等の意匠の変更等を行う場合は、必ずしも定められた図面によらなくても結構ですからご相談ください。

## 7 届出と適合通知

「地区計画の区域内における行為の届出書」は、次の例を参考に記入してください。

### 地区計画の区域内における行為の届出書

平成 16 年 6 月 16 日

都城市長様

届出者 住 所 都城市姫城町6街区21号  
氏名 都城太郎 (印)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、  
 土地の区画形質の変更  
 建築物の建築又は工作物の建設  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木材の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 都城市 姫城町 6 街区 21 号  
 2 行為の着手予定日 平成 16 年 7 月 21 日  
 3 行為の完了予定日 平成 16 年 11 月 25 日  
 4 設計又は施工方法

(1)土地の区画形質の変更	区域の面積 450 m <sup>2</sup>	造成工事の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 盛土計画 高さ 10 cm 面積 450 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 切土計画 高さ cm 面積 m <sup>2</sup>		
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	( <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設 ) ( <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 )		
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(I) 敷地面積			450 m <sup>2</sup>
	(II) 建築又は建設面積	130 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	130 m <sup>2</sup>
	(III) 延べ面積	180 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	180 m <sup>2</sup>
	(IV) 高さ	地盤面から 8.5 m		
(3)建築物等の用途の変更	(V) 用途	専用住宅		
	(VI) 垣又はさくの構造	ブロック積(高さ0.6m)・生垣(らかんまき)		
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5)木材の伐採	伐採面積 m <sup>2</sup>			

届出の行為が地区計画の内容に適合している場合は、次の「地区計画の区域内における行為の届出書に係る適合通知書」をお渡しします。

## 地区計画の区域内における行為の届出に係る適合通知書

都市計画法第58条の2第1項の規定により、平成16年6月16日付けで届出のあった下記の行為については、当該地に定められている地区計画の内容に適合すると認めたので通知します。

### 記

1 行為の場所 都城市 姫城町6街区21号  
 2 行為の着手予定日 平成16年7月21日  
 3 行為の完了予定日 平成16年11月25日  
 4 設計又は施工方法

(1)土地の区画形質の変更	区域の面積 450 m <sup>2</sup>	造成工事の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 盛土計画 高さ 10 cm 面積 450 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 切土計画 高さ cm 面積 m <sup>2</sup>		
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	( <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設 ) ( <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 )		
	(ロ) 設計の概要	(I) 敷地面積	届出部分	届出以外の部分 合計 450 m <sup>2</sup>
		(II) 建築又は建設面積	130 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 130 m <sup>2</sup>
		(III) 延べ面積	180 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 180 m <sup>2</sup>
		(IV) 高さ	地盤面から 8.5 m	
		(V) 用途	専用住宅	
		(VI) 垣又はさくの構造	ブロック積(高さ0.6m)・生垣(らかんまき)	
(3)建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積			m <sup>2</sup>
	(ロ) 変更前の用途			
	(ハ) 変更後の用途			
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5)木材の伐採	伐採面積			m <sup>2</sup>



## **都城市土木部都市計画課**

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2762

発行：平成16年7月 計画担当

平成30年4月改訂